

農業の第三者継承と 50代の就農を 支援します！

奥州市では、令和8年度に経営基盤の存続と新規就農者の育成・確保を目的に、後継者のいない農業経営体と次世代を担う新規就農者を支援する以下の事業を実施します。

アグリバトンパス事業

研修終了後1年以内に研修先の農業経営を継承する担い手に対して研修期間中の**2年間**（最長）に**13万7,500円／月**を交付します。

50'sアグリスタートアップ支援事業

50代で新規就農する方に対して運転資金として
100万円／年を**5年間**交付します。
※各年度1年に満たない場合は月割での交付となります

各種補助事業の詳細は、[チラシ裏面](#)をご覧ください！

奥州市アグリバトンパス事業

▽交付対象者（その他の確認項目を含む全てに該当する方が対象です）

- ・ 市内に住所を有する方
 - ・ 農業継承元の研修を1年につき**1,200時間以上**かつ**2年以内**の期間で受けること
※農業継承元は**認定農業者**、かつ、**農業所得420万円**を達成していること
 - ・ 農業継承元の経営主が**三親等以内の親族ではない**こと
 - ・ 農業継承元と**過去に雇用契約を結んでいないこと**※短期間のパート及びアルバイトを除く
 - ・ 前年の世帯所得が**600万円以下**であること
 - ・ 補助金の交付を決定する日までに**傷害保険**に加入していること
- ※その他の確認項目は市農政課農政係へお問い合わせください

▽主な交付要件

交付対象者は、交付対象期間終了から**3年間**は営農を継続すること。また、交付対象期間終了から**3年以内**に**認定新規就農者**または**認定農業者**の認定を受けること。市が指定する**必要書類**を期日までに提出すること。

農業継承元は、事前に「農業継承元登録申出書」を市へ提出し登録を受けること。

▽補助概要

農業継承元での研修期間中（最長**2年間**）に**13万7,500円／月**を交付いたします。

詳しい事業内容は、市ホームページより詳細ページをご覧ください。
（市ホームページアドレス <https://www.city.oshu.iwate.jp/> 検索用ID：19221）

奥州市50'sアグリスタートアップ支援事業

▽交付対象者（その他の確認項目を含む全てに該当する方が対象です）

- ・ 市内に住所を有する方
 - ・ 農業経営を開始した日における年齢が**50歳以上60歳未満**である方
 - ・ **令和8年4月1日以後**に市内で農業経営を開始した方
 - ・ 前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- ※その他の確認項目は市農政課農政係へお問い合わせください

▽主な交付要件

- ・ 交付対象期間終了から**3年間**は同程度以上の営農を継続すること
- ・ 交付対象期間終了から**6ヶ月以内**に**認定農業者**の認定を受けること
- ・ 市が指定する**必要書類**を期日までに提出すること。

▽補助概要

経営を開始してからの**5年間**、**1年につき100万円**を交付いたします。
ただし、夫婦で就農する場合は150万円／年になります。

詳しい事業内容は、市ホームページより詳細ページをご覧ください。（市ホームページ 検索用ID：19219）

○採択・交付決定

補助金を受ける場合は、事前に農政課への申請が必要となります。
予算には上限がありますので下記の農政課担当係へ早めにご相談ください。

■お問い合わせ

奥州市農林部農政課 農政係（〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地）
TEL：0197-34-1582（直通） FAX：0197-24-1992（農林部共通）